

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

江藤新平復権プロジェクト動画制作等委託業務

## 2 目的

江藤新平を知らない方をターゲットにインパクトのある動画を制作することで、視聴した方々に、まずは、江藤に対する興味を持ってもらう。様々なシーンで当該動画を流すことにより、江藤新平に対する良好なイメージを浸透させ、もっと知りたいという気持ち呼び起こし、更には、視聴した者の行動変容を促すような動画を制作する。

## 3 本業務委託の内容

### (1) 動画制作

#### ①制作する動画の概要

- ・制作イメージ：江藤新平を知らない人（特に若年層）が動画を見て、「知らなかった！（認知向上）」、「すごい！（好印象）」「かっこいい！（憧れ）」「もっと知りたい！（興味関心）」「知り合いにも見せたい！（共有）」など、前向きな印象を抱き、江藤について、例えばネットで検索する、書籍で学ぶ、佐賀城本丸歴史館を訪れる、SNS 上で投稿する、知人同士の会話に出すといったアクションを起こし、大きな話題となるような内容にすること。
- ・活用シーン：県公式 SNS や動画アカウント、デジタルサイネージ、イベントでのビジョン広告、各種メディア等を想定。
- ・動画の尺：提案内容とする。  
短いタイプ（30 秒以内）と長いタイプを想定。
- ・納品本数：提案内容とする。  
最終的な納品時には江藤新平復権プロジェクト関連事業告知有り無し両バージョン制作すること。
- ・画面の縦横比：提案内容とする。
- ・多言語対応：不要
- ・U D 対応：要（日本語字幕）

#### ②動画に盛り込むもの

- ・江藤新平という人物名
- ・江藤新平という人物（本人の写真を使う、俳優に江藤役をさせる、アニメで江藤を描く等、その表現方法は自由）
- ・江藤新平を表現する印象深いキャッチコピー
- ・視線が動画に向いていない人が思わず動画に目を向けるような音楽や音（アーティストの既存楽曲、オリジナルのサウンドロゴ、音響効果による工夫等、その表現方法は自由）
- ・上記以外でも、対象を強く印象付けるものがあれば提案可能

※企画提案書には、制作動画の内容が分かる絵コンテ等の資料を添付すること。

※動画の内容（尺、タイプ等）については県と改めて協議の上決定すること。

### ③納品物等

- ・ 動画データとDVDもしくはブルーレイディスクを1枚納品すること。
- ・ 動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。
- ・ 上記の納品物は、令和6年10月15日（火）までに納品すること。

## (2) 著作権等

- ①当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
- ②受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作者の権利を行使しないこと。
- ③制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- ④制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

## 4 委託業務実施体制

### (1) 実施体制

- ①委託業務の実施にあっては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ②外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

### (2) 打合せ・報告に関する要件

- ①受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

## 5 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 6 契約上限額

6,500千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 8 本業務委託の委託料の支払

完了払

## 9 その他

- (1) 本業務委託にあたっては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。